さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報 Office report

VOL.3

巻頭言
「心に残る一本の桜（乙ヶ妻の枝垂れ桜）」

弁護士 竹澤　京平

弁護士　竹澤　京平

心に残る一本の桜（乙ヶ妻の枝垂れ桜）

今年もまた桜の花の季節がやって来ました。

これまで色々なさくらを見てきましたが、私には心に残る一本の桜の木があります。今回はその桜を紹介します。

私は昭和47年から甲府で司法修習生として一年半を過しました。当時兄が仕事の関係で勝沼に住んでいたところから、私もその近くに下宿していました。兄が釣好きだったこともあり、誘われてよく笛吹川などに釣に行っていたのですが、翌年６月頃から毎週のように現在の山梨市牧丘町にある「八丁堀」と云うマス釣場に通っていました。そこは客一人当り２キロのニジマスを自然の流れを区切った池に放流するのですが、休日などのお客が多い日は釣り残したマスがたくさんいるため、それを狙って翌日の早朝４時頃に行って釣るのです。

７時前までの２時間半の間で、多いときは100尾近く釣ることもありました。そして釣堀の爺さんが自宅から出てくるのを待って、お金を払って帰ってくるのです。その帰り道にアスパラ畑があり、採れたてのアスパラを直に分けてもらったものです。そうした折に、畑の２キロ位先の小高い丘に大きな枝垂れ桜の木が見えました。その頃は花の時期は終っていましたが、遠目にも立派な木で、兄と、花が咲いていたらさぞ綺麗だろうと話したものです。

その後しばらくこの桜のことは忘れていましたが、10年ほど前に甲府の弁護士さんらと集う機会があり、その方が「勝沼に慈雲寺と云う枝垂れ桜で有名なお寺があり満開のはず」と云うことで案内してくれたのです。その際、そう云えばと昔の桜の木のことを想い出し、このときは寄れませんでしたが、その内に必ず見に行こうと考えたのです。

そして３年前に家内と山梨を旅する機会があり、この桜を捜したところ、信玄公の墓所で名高い恵林寺から更に２、３キロ山に入った小高い丘にその桜は在りました。

平地より100米位は高地であるため、慈雲寺や恵林寺などの桜は満開でしたが、この桜はまだ蕾のままでした。近くで見ると思っていたより立派な木で、側に「乙ヶ妻の枝垂れ桜」との看板があり、樹高８．７米、根回り４．６米、樹齢200年近くの木であることも判明しました。たまたま近くに居た人に聞くと、満開になると部落の人々が集って、春を祝い、宴げを催すとのことでした。

その後、なんとしても満開の姿を見たいと思い、３年通った結果、やっと昨年４月４日に満開の桜を見ることが出来ました。

青空の下、風に棚引く花枝はなんとも風情があり、眼下に甲府盆地を望み、心が洗われる思いがしました（その時の桜が表紙の写真です）。

この桜は四季折々その姿を変え、この地域のいわば「歳時記」となっているようで、甲府盆地から見える南アルプス農鳥岳の雪形「農鳥」と同じように、田起しや種蒔の時期を知らせるものとして永年役立ってきたものと思います。

時の流れを機械的に推し計ることが多い昔今、超アナログとも云える「歳時記」によって時の流れを計る世界は、なんとなく緩やかな感じでホッとした気持になります。

皆さんも機会があったらこの桜を愛でに行かれたらと思います。

弁護士　高橋　一弥

犯罪被害者の支援Ⅱ

今回は、日本における犯罪被害者支援の歴史を駆け足で辿ります。

1　今から40年以上も前になりますが、昭和49年、過激派によって東京丸の内の三菱重工ビルが爆破され、死者8名、負傷者380名という惨事が起きました。悪事とは無縁の生活を送っていた会社員達が突然、テロ被害に遭うという、この事件を契機に、被害者に対して国家的な支援を行うべきだという声が高まりました。

これが昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法に結実し、被害者や遺族に対し、国から給付金が支給されることが制度化されました。ただ、この給付金は見舞い金の性格が強いため、その後、給付金の枠が拡大されてきたものの、重傷被害者への支給上限額が120万円であるとか、親族間の事件には原則支給されないといった点において、被害を填補して再起を支援するには不十分なものであり、更なる拡充が期待されています。

2　このような経済的な支援と並行して、法律の改正により、刑事事件手続きにおける被害者の地位が向上してきました。

かつて、被害者は、検事が犯人の有罪を立証するための証拠という位置づけしか与えられていませんでした。それゆえ、被害者は、捜査の結果、犯人がどのような処分を受けたのか、いつ出所してくるのか（犯人の家が被害者方近くの場合、この情報はとても重要です）という情報すら十分に得ることができませんでした。今は、そのような情報が提供されるようになっています。

裁判手続きでは、①性犯罪について、告訴期間制限の撤廃を経て、告訴自体不要と法改正され、②被害者が法廷で証言する場合、被告人の姿が見えないよう衝立で守られ、③被害者（遺族）も裁判に参加できるようになって（検事の隣に着席できます）、④何故こんなことをやったのか、とか、被害者の気持ちを考えたことがあるかなどと被告人に直接質問したり、⑤被害・処罰感情を裁判官と裁判員に直接訴えかけられる意見陳述ができるようになりました。また、⑥殺人や性犯罪などの重大犯罪の被害者は国の費用負担にて支援弁護士を依頼することもできるようになりました。これは、被告人のために国選弁護人があるのと表裏の関係にある、被害者支援版の国選弁護士です。遅まきながらという感じですが、被害者のための国選弁護士は、法改正により被害者に与えられた権利を実効あらしめるために必要不可欠であり、実際、かなり利用されています。更に、⑦有罪判決を下した刑事裁判官が、その手続きの延長として被告人に損害賠償命令を下せる制度（つまり、被害者は刑事裁判とは別に民事裁判を提起する手間が省ける）もできました。もっとも加害者の多くは賠償資力がないので、上述の犯罪被害者等給付金支給制度に依存する割合は依然として高い状況にあります。

3　このような国レベルの支援制度の拡充に加え、地方レベルでの支援も充実しつつあります。地方公共団体・警察と民間団体の連携による支援活動の現場については、次号でお話しいたします。

弁護士　秋場　啓佑

遺産の調べ方～遺産分割に向けての準備

葬儀等が終わると、次は相続手続をしなければなりません。
今回は、来るべき相続手続にむけて、どのような準備をする必要があるのかを解説します。
なお以下では、亡くなった方を「被相続人」と表記します。

1　遺言書の確認

(1)　まずは遺言書の有無を確認しましょう。遺産分割をした後で遺言書が存在することが判明した場合、遺産分割が無効になってしまう可能性もあります。

遺言書の有無の調査は、相続人が行う必要があります。まずは家の中などを探してみましょう。公正証書遺言が作成されている場合には、公証人役場に遺言の有無を照会することもできます。

※逆の視点から

遺言をする人からすると、相続人が自分の遺言を見つけてくれなかった場合、せっかく自分が書いた遺言の内容が全く反映されずに相続手続が進んでしまう可能性があります。最悪の場合、相続人が自分に不利な遺言を隠したり、破棄してしまったりすることもあるかも知れません。

遺言書を書いたら、信頼できる人に預けるなどして、遺言の存在が相続人にきちんと知れ渡るようにしておく必要があるでしょう。

(2)　遺言書が見つかったら、家庭裁判所で検認という手続きをする必要があります。
検認とは、家庭裁判所がその時点での遺言書の内容等を確認して、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

(3)　遺言執行者への連絡
遺言執行者とは、遺言内容を実現する手続を行う人をいいます。
遺言書に遺言執行者が指定されている場合がありますので、遺言書にその記載がある場合には遺言執行者に連絡をとる必要があります。

2　相続人の確定

(1)　相続の前提として、まずは相続人の範囲を確認する必要があります。
調べるまでもないと思うかもしれませんが、戸籍を調べてみたら実は婚外子がいた、などというのもそう珍しい話ではありません。

(2)　相続人の確定は、戸籍によって行いますが、戸籍をどの範囲で用意しなければならないかは一般の方には少し難しい問題ですし、手間もかかります。手間を省き、確実を期すために、弁護士などの専門家に依頼することも検討しましょう。

3　遺産の調査

(1)　遺産分割をするためには、被相続人の遺産を確定しなければなりません。
必要となるのは、現金、預金通帳、不動産の権利証、株券、保険証券などです。全て金庫に入っていれば話は簡単ですが、実際にはそうもいかず、遺産の手がかりはあちこちに散在しているのが通常です。

こうした調査も相続人が主体的にこなさなければなりません。大変ですが、遺品を整理しつついろんなところを探してみましょう。

(2)　また被相続人に、マイナスの財産、つまり借金がある可能性もあります。
契約者やキャッシング用のカード等がないか、又は通帳に借金の返済らしき記載がないかを調べましょう。

被相続人が多額の借金をしていた場合には、相続放棄も検討する必要があります。相続放棄をすれば被相続人の借金を受け継がずに済みますが、相続放棄は、相続があったことを知ってから３か月が経過すると出来なくなってしまいますので、気をつけましょう。なるべくお早めに専門家に相談することをおすすめします。

弁護士　姉﨑　真人

相続法の改正（遺留分制度の見直し等）について

前回に引き続き，平成30年７月６日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」について，改正点を説明いたします。

１　遺留分制度の見直し

（１）　遺留分制度とは、相続人の意思によっても奪うことができない相続人の相続分を言います。

例えば､被相続人Ｘが｢相続人Ａには相続させない｣という遺言を残しても、Ａは法律が定める一定の割合で相続の権利があると主張することができます。

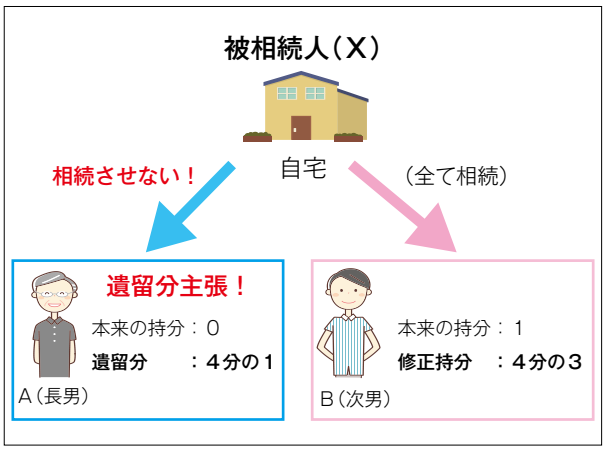

（２）　これまで､相続人が遺留分を主張した場合には、遺留分の対象となる全ての遺産について複雑な共有関係が生じ、相続問題の複雑化・長期化を招いていました。

特に、遺産を処分する場合には、遺留分の割合を確定したうえで、相続分の買取について交渉する必要がありました。

（３）　そこで、今回の民法改正により、遺留分制度が次のとおり見直されました。

①遺留分行使の結果生じる権利が金銭化されました
→相続人間で共有状態が生じません。

例えば、Ｘ（被相続人）が自宅を有していた場合、Ａ（長男）が遺留分を行使しても、Ｂ（次男）が自宅を単独で所有します＝ＢはＡに自宅の遺留分評価額（Ａの持分を金銭で評価したもの）を支払います。

②　①の支払いについて、裁判所が、相当の期限を許与することができます。

２　相続の効力等に関する見直し

（１）　これまで、相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗できるとされていました。

例えば、Ｘ（被相続人･債務者）の自宅について、Ｂ（次男）が「相続させる」旨の遺言や相続分の指定により単独で相続し、かつ当該不動産について相続登記が未了の場合を考えます。事情を知らないＹ（債権者）は、Ａ（長男）が法定相続で自宅の持分２分の１を取得すると考え、差押手続をします。しかしながら、Ｂは、自宅の持分を全て相続したことについて、相続登記なしに、Ｘに対抗できる（Ｂが優先される）ことになります。

この点、遺産分割や遺贈による不動産の取得については、登記がなければ第三者に対抗することができません。それにもかかわらず、相続させる旨の遺言がある場合には、登記がなくても第三者に対抗できることになり、債権者の利益が害される恐れがありました。

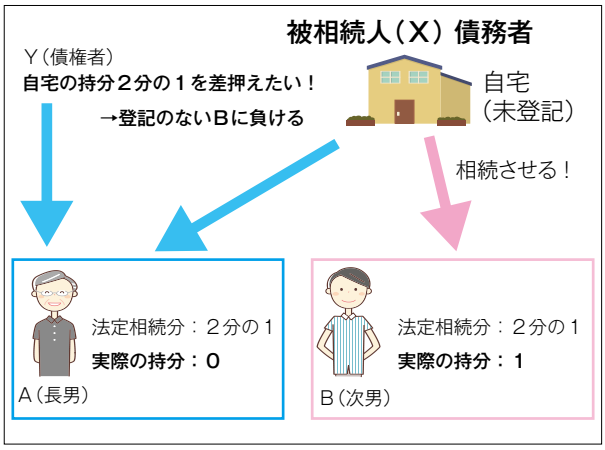

（２）　そこで、今回の民法改正により、相続において法定相続分を超える部分を取得する場合には、登記がなければ、第三者に対抗することができないものとされました。

→Ｂは、Ｙによる差押がなされる前に、自宅について相続登記をする必要があります。

３　相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

（１）　被相続人の療養看護を相続人が行った場合には、一定の要件のもとで、相続時に有利に扱われることができました（寄与分制度）。

しかしながら、相続人の配偶者が被相続人の療養看護を行った場合には、相続人ではないため相続財産を取得できず、不公平な事態が生じていました。

例えば、Ａ（長男）の妻がＸ（被相続人）の介護を一手に引き受けていた場合に、Ｘが遺言で何らかの配慮（Ａの相続分を増やしたりＡの妻に遺贈をするなど）をしなかった場合には、Ｂ（次男）は、Ｘの介護に何ら関与していないとしても、原則として、Ａと同様の割合でＸの遺産を相続することができます。

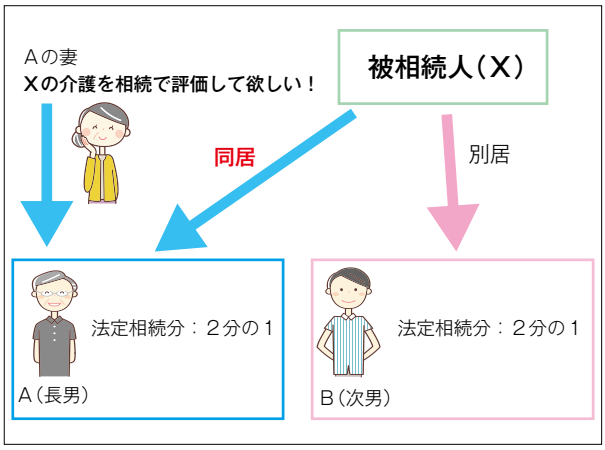

（２）　そこで、今回の民法改正により、相続人以外の親族が、被相続人の療養看護を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを要求できるようになりました。

本件では、Ｘ（被相続人）の相続において、Ｘと同居するＡ（長男）の妻が介護で寄与したと主張し、Ｂに対し、金銭の請求をすることができるようになります。

４　まとめ

これらの改正については、２０１９年７月１日から施行され、かかる施行日以降の相続について新しい家族法が適用されます。

今回ご紹介したのは制度の概要に過ぎず、実際の適用にあたっては、様々な注意点や満たすべき要件がありますので、具体的な事例において上記各制度を利用したいとのご希望がありましたら、まずは当法人の弁護士にご相談下さい。

弁護士　竹村　一成

家族法改正～預金と遺言～

第１　遺産分割前の預貯金の払戻についての改正

１　現行法

平成 28 年 12 月 9 日の最高裁判所大法廷の決定で、遺産分割前に相続人が単独で預貯金を払い戻すことができないことが明らかとなりました。もっとも、遺産分割前でも、亡夫の預貯金で生活していた妻が、その預貯金を払い戻せなければ、日常の生活に支障が生じてしまいます。また、亡くなった方の葬儀費用を賄うために、その方の預貯金が必要となる場合もあります。相続人全員が払い戻しに同意すれば、問題が顕在化することはないのですが、一部の人が反対する場合もあります。

２　改正法

そこで、改正法では、一定の限度で、亡くなった方の預貯金を各相続人が単独で払い戻せるようにしました。家庭裁判所の手続を経なくても良い方法と手続を経る方法の二つがありますので、以下、ご紹介します。

（１）　家庭裁判所の判断が不要な方法

各相続人は、各口座毎に、以下の計算式で求められる範囲の金額を、単独で払い戻せます。ただし、一人の相続人が、一つの金融機関から払い戻せる金額は、150 万円が上限となります。

【計算式】
単独で払い戻しのできる金額
＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（１／３）×（払い戻す相続人の法定相続分）

以上を踏まえ、具体的にお話します。例えば、亡くなった方が、Ｘ銀行に普通預金 300 万円、定期預金 900 万円を有しており、その方の相続人が長男Ａと次男Ｂの二人であったとします。息子二人の法定相続分は２分の１ずつとなりますので、上記計算式に単純に当て嵌めると、長男Ａは、単独で、

普通預金　300 万円×１／３×１／２＝ 50 万

定期預金　900 万円×１／３×１／２＝ 150 万円

の合計 200 万円払い戻せることになります。

しかし、一つの金融機関から払い戻せるのは合計で 150 万円までという上限があることから、長男ＡはＸ銀行から 150 万円の限度で払い戻しを受けることができます。同様に、次男Ｂも、Ｘ銀行から 150 万円を払い戻し可能です。

なお、Ｘ銀行からは 150 万円までしか払い戻しできませんが、150 万円の上限というのは、各金融機関毎に考えますので、他の金融機関から、別途、上記計算方法の範囲内で払い戻しを受けることは可能です。

（２）家庭裁判所の判断が必要な方法

以上のとおり、一定額であれば、裁判所の手続を要することなく、払い戻しを受けられますが、それでは十分ではない場合もあります。このような場合、現行法でも、裁判所の審判を経て預貯金を払い戻す方法はありますが、「急迫の危険を防止」する必要があることが前提となっています。しかし、このような厳格な必要性がなければ払い戻しができないとすると、事案に応じた柔軟な対応は

難しいことになります。

そこで、改正法では、「預貯金債権を行使する必要」性があり、他の相続人の利益を害しない場合であれば、裁判所の審判に基づいて、預貯金を払い戻すことができるようになりました。

第2　遺産分割前に遺産を処分した場合の方策の整備

1　現行法では、遺産分割前に特定の相続人が遺産を処分して利益を得た場合、他の相続人との間でどのようにその点を調整するのかが明確ではありませんでした。処分された遺産が遺産分割の対象とされないといった扱いが通例であったため、他の相続人に先駆けて遺産を処分して利益を得た相続人の方が、他の相続人に比べて最終的な財産の取得分が多くなってしまう弊害も生じていました。

2　この点を解消するため、改正法では、遺産分割前に遺産が処分された場合、処分者以外の同意があれば、処分された財産を遺産分割の対象に含めることができるものとして相続人間の公平を図ることができるように制度が整えられました。

第3　遺言制度に関する見直し

1　自筆証書遺言に関する見直し

（1）　現行法の下で遺言を作る方法は、公証人に作成を依頼するか（公正証書遺言）、自分で遺言を作成するか（自筆証書遺言）のいずれかとなります。自筆証書遺言は、一人で、いつでも、どこでも手軽に作成することが可能というメリットがありますが、他方で、作成された遺言が法律の形式に則っていなければ無効になってしまうという点が、大きなデメリットです。特に、現行法では、遺言を全て手書きで記載する必要があり、この点の負担はかなり大きいものと言えます。また、自筆証書遺言は手軽に作成しておけるものではありますが、その分、紛失したり、相続人に発見してもらえなかったりという可能性もありますし、相続人が遺言を隠したり、破棄したり、改竄したりしてしまうという可能性もあります。

（2）　そこで、改正法では、パソコン等で作成した財産の目録を添付する、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付するという扱いを認めることにしました。もっとも、本文については、これまでと変わらず、全文の自書が必要なことに注意が必要です。

（3）　また、改正法では、自筆証書遺言を公的機関で預けて保管してもらうことを可能とする制度が創出されました。具体的には、法務局に遺言書を預けて、保管して貰うことが可能となっています。もっとも、この制度を用いることができるのは、他の改正が施行される日より少し遅く、平成32年7月10日以降の見込みです。

2　遺言執行者の権限の明確化

現行法では、「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす」と規定するのみで、遺言施行者の地位や権限が明確ではありませんでした。改正法では、この点、明文の規定を設けて権限を明確化しています。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務（歯科）

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはご相談ください。

●京成千葉線「**千葉中央駅**」またはＪＲ外房線「**本千葉駅**」より徒歩 13 分
● JR「**千葉駅**」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院／南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場／成東行 のいずれかのバスで「中央３丁目」バス停を下車、徒歩約５分。

弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒 260-0013　千葉市中央区中央 4 丁目 10 番 16 号 CI-22 ビル 7 階
TEL.043-225-7080　FAX.043-227-7513
https://sakurasogo-lawoffice.com